

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

住宅借入金等特別税額控除

平成21年から平成33年までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けた人で、所得税において控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の住民税において住宅借入金等特別税額控除が適用され、所得割から控除されます。控除の適用にあたっては「市民税・県民税住宅借入金等税額控除申告書」の提出は不要です。

対象となる人

平成21年1月1日から平成33年12月31日までの間に入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けた人で、所得税において控除しきれなかった金額がある人

控除額の算出方法

次のいずれか小さい額が控除額となります。

- (1) 所得税の住宅借入金特別控除額のうち、所得税において控除しきれなかった額
- (2) 所得税の課税総所得金額等の5%（上限97,500円）、平成26年4月1日以降に入居（消費税率が8%の契約）の場合は所得税の課税総所得金額等の7%（上限136,500円）

控除適用手続き

勤務先で年末調整されている人については、毎年1月頃に勤務先から配布される「給与所得の源泉徴収票」の住宅借入金等特別控除の額の内訳に「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」が記載されている必要があります。

確定申告を提出する人は、控除の適用を受ける最初の年分については必ず「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」を添付して税務署に申告して下さい。

またその際に、確定申告書第二表「特例適用条文等」欄に必ず居住開始年月日等、必要事項を記入して下さい。

※ いずれの場合も必要事項の記入がない場合、住民税の住宅借入金等特別税額控除が適用されません。